

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23号第5項の規定により
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	サンタック有限会社
事業所の所在地	〒(332-0002) 埼玉県川口市弥平三丁目1番11号

1 派遣労働者の数 (対象期間：令和4年10月1日～令和5年9月30日)

派遣労働者の数 (令和6年6月1日 付)	0 (人)
雇用安定措置を講じた人数	0 (人)

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (対象期間：令和4年10月1日～令和5年9月30日)

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	0 (件)
-----------------------	-------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日 時間あたりの額)	0 (円)
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日 時間あたりの額)	0 (円)
マージン率	0.0 (%)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施 期間	実施 主体	賃金支給の 有無	労働者の費用負担の有 無
安全施行について	派遣労働者	OFF-JT	0.25日	派遣元	あり	なし
社会人としてのルール			0.25日			
書類・報告書作成の基本			0.25日			
マシンオペレーション研修			0.25日			
業務改善スキルアップ研修			0.25日			
データ集計・施工図の基本			0.25日			
コミュニケーション研修			0.25日			
特殊作業に関する専門研修			0.25日			
安全衛生管理者業務とは			0.25日			
対応研修			0.25日			
上級職の代理業務研修			0.25日			
上級職への転換研修			0.25日			
メンタルヘルスへ追い込まないためのコーチング			0.50日			
初級管理者 意識変革セミナー リーダーシップ強化			0.50日			

キャリアコンサルティング相談窓口 大熊好彦 (048-420-9012)

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等 : 社会保険、有給休暇、育児・介護休業

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か : 未締結
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 未定
・労使協定の有効期間の終期 : 未締結